

本専門部会の当面の任務について

平成 28 年 5 月 27 日

※ 下線部は、第 1 回会合（5 月 23 日）における審議を踏まえ、追加したもの。

1. 目的

基本方針に基づく関係行政機関、NUMO、JAEA 等の活動状況について、技術開発成果の適切な反映、文献調査地区等の選定における手続の遵守・適切な情報提供の確保等の観点から、評価を行い、もって、最終処分に対する信頼性の確保に資する。（根拠：改定基本方針（平成 27 年 5 月）、第 5 回最終処分関係閣僚会議（平成 27 年 12 月））

2. 評価対象時期

平成 27 年 5 月の基本方針の改定以降を中心としつつ、最終処分法施行（平成 12 年度）以降の活動状況を対象とする。

3. 評価実施期間

本年中に科学的有望地を提示するという政府の方針を踏まえ、本年秋までに評価を行う。その後、定期的な評価を継続する。

4. 評価方法

評価に当たっての視点を設定した上で、関係者からのヒアリング及び資料提出により得られた情報等に基づき、審議・評価を行い、その結果を報告書として取りまとめ、公表する。

評価基準については、関係機関等による説明の論理的整合性及び妥当性に基づくものとするとともに、対前年度との比較、目標値との乖離の程度等の客観的指標の活用にも努める。

(以上)